事業計画書

**様式３**

　　年　　月　　日

経営理念・経営方針

|  |
| --- |
|  |

指定管理者申請の動機

|  |
| --- |
|  |

指定管理業務に係る事業計画（運営方針、集客計画、入館者数及び利用料収入見込など）

|  |
| --- |
|  |

自主事業を実施する場合の事業計画（集客計画、入館者数及び収入見込など）

|  |
| --- |
|  |

サービス内容（開館時間、休館日の設定）

|  |
| --- |
|  |

組織・人員体制

|  |
| --- |
|  |

賃金水準スライドの反映方法

|  |
| --- |
|  |

雇用・労働条件

|  |
| --- |
|  |

安全確保及び緊急時の対応

|  |
| --- |
|  |

要望・苦情への対応

|  |
| --- |
|  |

個人情報の取扱い・コンプライアンス

|  |
| --- |
|  |

環境保護の取組み（ゴミ減量化、リサイクル、省エネ等）

|  |
| --- |
|  |

障がい者雇用の取組み（障害者雇用率など）

|  |
| --- |
|  |

社会貢献活動の取組み（地域活動への参加など）

|  |
| --- |
|  |

地元経済振興及び雇用確保への取組み

（再委託や物品調達における市内の中小企業者への発注・活用や市民の雇用確保など）

|  |
| --- |
|  |

ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み（男女がともに働きやすい職場環境づくり、女性の登用など）

|  |
| --- |
| □企業等の方針として、男女がともに働きやすい職場環境づくり、仕事と家庭生活等の両立、女性の能力活用等が重要である旨の考えがあり、その考え方が明文化されている。□次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等(常時雇用する労働者の数が100人以下)が策定し、労働局に提出している。□次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている。□厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、女性活躍を宣言している。□新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している。□過去3年間に育児休業を取得した男性従業員が1名以上いる。□役職者（係長相当職以上）に占める女性の割合が30％以上である。□女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定「えるぼし認定」を受けている。□女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)が策定し、労働局に提出している。□新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所として表彰されている。 |